

韓国畜産食品部プレスリリース 2019年10月23日付

以下、機械翻訳などによる仮訳

## 中国人旅行者の携帯畜産物からアフリカ豚コレラ（ASF）ウイルスの遺伝子（1件）の追加確認

<http://www.mafra.go.kr/mafra/293/subview.do?enc=Zm5jdDF8QE8JTJGYmJzJTJGblWFmcmElMkY2OCUyRjMyMTc4MyUyRmFydGNsVmllldy5kbyUzRg%3D%3D>

### 【本文】

農林畜産食品部（以下「農食品部」）は、中国（丹東）から仁川港に入港した中国人旅行者が携帯した豚肉加工品ソーセージ（1件、270g）からアフリカ豚コレラ（ASF）ウイルスの遺伝子を確認したと明らかにした。

\*（'18年）ASF 遺伝子検出4件（スンデ2、餃子1、ソーセージ1）（'19年）ASF 遺伝子検出17件（ソーセージ12、スンデ2、燻製豚肉1、ハンバーガー1、ピザ1）

10月16日、中国人旅行者が中国丹東から仁川港に入港後、検疫の過程で豚肉加工品（ソーセージ）の携帯の事実を自ら申告し、豚肉加工品の遺伝子の塩基配列の解析の結果、最近、中国で発生したウイルス遺伝子型（genotype II）と同じ形と確認された。

\*今回検出された ASFV 遺伝子は細胞培養検査（約4週間）を経て、生存の有無を最終確認する予定であり、今まで検出された ASFV 遺伝子はすべて死滅していたことが確認

農食品部は、全国の国際空港及び港湾において ASF 発生国から就航する危険路線に対しては、レントゲン検査、探知犬の投入及び税関との合同一斉検査の拡大などを通じて旅行者携帯手荷物検査を強化するなど集中的に管理している。

海外旅行者が不法畜産物を持ち込み申告しない場合、過怠金を厳正に課し、10月21日、ロシアイルクーツクから出発し仁川空港に入国したロシア旅行者が豚肉ソーセージなどの畜産物（9.6キロ）を搬入して申告せず、過怠料500万ウォンを課している。

農食品部は海外旅行者が畜産物を申告せずに持ち込むのは不法行為であり畜産物を携帯して検疫機関に申告しない場合、最大1,000万ウォンの過料を課することができるので、格別な注意を要すると明らかにした。

\*過料賦課の現況：24件（韓国人5、中国人8、ウズベキスタン人3、カンボジア人2、タイ人2、ベトナム人・モンゴル人・フィリピン人・ロシア人各1件）

また農食品部は海外旅行者が中国、ベトナムなど ASF 発生国を訪問する場合、海外現地でハム・ソーセージ・ジャーキーなどの畜産物を購入して韓国に入国したり家畜との接触や畜産施設の訪問を控えるよう呼びかけた。

（以上）